

平成 30 年 6 月 17 日現在

機関番号：52101

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K17035

研究課題名(和文) スクロウプの経済学体系と植民地論

研究課題名(英文) G. P. Scrope's Political Economy and His Argument about Colonies

研究代表者

井坂 友紀 (ISAKA, Tomonori)

茨城工業高等専門学校・国際創造工学科・准教授

研究者番号：60583870

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、スクロウプの植民地論を、彼の経済学全体との関わりにおいて明らかにした。スクロウプの経済学は、自然権論をベースに、財産権が認められる要件、政府の役割、そしてとりわけ土地に関する制度の重要性を説いた。彼の植民地論にはこうした特徴が色濃く反映されていた。植民地の存在は貧困についての政治的要因や政府の責任の軽視につながるマルサス人口論批判の論拠とされた。組織的植民政策批判においては土地制度論、特に自給的小土地所有農業の擁護論がその核となった。他方で、アイルランドの貧困・土地問題の解決策としての植民論を強く批判したスクロウプは、自然権論と土地制度論をベースに、「自国の植民」を提唱した。

研究成果の概要(英文)：Scrope's economic theory is grounded in natural rights theory, stressing the importance of conditions under which private property is justified, the role of government, and the influence of political institutions - especially those dealing with private property in land. These features are reflected in his views with respect to colonies. For Scrope, the presence of colonies provides a basis for objecting to Malthus, who underestimated political causes and a government's responsibility to help alleviate poverty. Scrope's criticism of systematic colonization policies is closely related to his appreciation of the owner-occupied farm system. He rejected the emigration of expelled Irish tenants as a prescription for the Irish land problem, instead proposing "home colonization," based on both natural rights theory and his view pertaining to desirable social institutions related to land occupancy and ownership.

研究分野：経済学史

キーワード：スクロウプ Scrope, G. P. 植民地 自然権 土地制度

1. 研究開始当初の背景

これまで筆者は、広大な「未開墾地」を有し、主に 16 世紀以降のヨーロッパからの移民によって開拓が進められた「新定住地域 newly settled regions」の経済発展における土地制度の重要性について、実証的・理論的検討を行ってきた。

本研究の着想のきっかけとなったのは、オーストラリアの法学者が中心となって編纂した新定住地域における土地所有問題の比較史研究中の 1 論文である (Moloney 2001)。モロニーは 1830-40 年代の経済学者が植民地を論じたその理論的枠組みを検討した。その中で彼がマカロック、マルサス、ウエイクフィールドと並んで取り上げたのがスクロウプ (G. P. Scrope, 1797-1876) の議論であった。彼はスクロウプがマルサスらの人口論批判として植民地の存在を重視していたことに加え、植民地における私的所有権確立の重要性を説いていたことに注目した。スクロウプによれば広大な未開墾地の存在は植民地の発展の上での決定的要因ではなかった。植民地の発展の成否を決めるのは、土地所有を規定する政治制度と法律であった (Moloney 2001, 33)。

筆者は植民地における土地制度の重要性に関する議論としてはウエイクフィールドとメリヴェールを検討してきたが (井坂 2010)、こうしたスクロウプの議論は彼らに匹敵する重要性を持ちうるものと考えられる。だが経済学者としてのスクロウプ (地質学者としてではなく) について最もよく知られている事実は、彼の議論があまりよく知られていないということである。スクロウプを正面から取り上げた最初の学術論文である Opie (1929) には「無視されたイギリスの経済学者、George Poulett Scrope」というタイトルが付されている。この論文は限られた数の文献をもとにスクロウプの特徴的な主張を総花的に並べたものであるが、彼の経済学が研究に値するものであることを知らしめるには十分なレベルのものであった。しかしながら、最も重要な先行研究である Stack (2000) のサブタイトルがいみじくも指摘するように、その後もスクロウプの研究蓄積は不十分なまま現在に至っている (「依然として無視されている経済学者」)。そしてスクロウプの植民地論については、Stack (2000) も含め、先行研究ではほとんど取り上げられていない状況にある。

2. 研究の目的

以上を踏まえ、本研究では、土地所有やそれを規定する政治制度を重視したスクロウプの植民地論を、彼の経済学体系全体との関わりにおいて明らかにする。具体的な課題は大きく 2 つに分けられる。

第 1 に、スクロウプは植民地に関してまとまった検討を行っているわけではないこと

から、本研究では彼の著書・論文、そして議会資料から植民地に関する議論を収集・整理し、彼の植民地論をいわば再構築する。その際に重要となるのは、彼の植民地に対する評価が決して画一的で単純なものではなかったという点である。Oxford Dictionary of National Biography はスクロウプが「貧困と過剰人口に対する最善の解決策として移民に賛成した」と述べている (Rudwick 2004, 553)。確かにスクロウプは一般論として植民地の経済的意義を積極的に認めているが、例えば Scrope (1848) においては、植民は国内で資本と労働が有利に投資されえないのではないかぎり「有害」であり、アイルランドへの処方箋として、「カナダやオーストラリアにおける植民」ではなく、「アイルランドの未開墾地の植民」を提唱している (Scrope 1848, 9, 81)。

第 2 に、スクロウプの植民地に対する見解がどのような理論的背景から出てくるのかという点を明らかにするために、彼の経済学を可能な限り体系的に整理・検討し、その全体像を提示する。その際に鍵となるのは彼の経済学のベースにある自然権論である。スクロウプは 1833 年刊行の主著 *Principles of Political Economy* [以下、PPE と略記] の冒頭の「予備的議論」において自然権論を展開する。彼の言う「最重要の自然権」、すなわち (1) 個人的自由に対する権利、(2) 共有される創造主の恵みに対する権利、(3) 財産に対する権利、(4) 良い政府に対する権利に関する議論は、政治的制度の重視やレッセ・フェール批判といった彼の経済学の特徴を形作るものである。また彼のライフ・ワークと言ふべきアイルランドの土地・貧困問題に関する政策提言においても自然権論はその論拠として重要な役割を果たしている。

3. 研究の方法

本研究で検討するスクロウプの文献は大きく 3 つに分類される。

第 1 は、彼自身の経済理論である。上述の通り、スクロウプは 1833 年に PPE を刊行した。この 450 ページを超える著書は彼の経済理論に関する最も大きな研究成果であり、その章題には「富」、「労働」、「賃金」、「土地」、「資本」、「価値」、「富の分配」、「人口と生存手段」、「貧困の原因」といった広範なテーマが並んでいる。1873 年には *Political Economy for Plain People* という別タイトルで事実上の第 2 版が刊行されており、章の新設や既存の章への加筆等がなされている。

2 つ目は彼の同時代の経済学者の議論についての検討・批判である。スクロウプは 1830 年代前半に、*Quarterly Review* 誌上でマルサスやサドラー、ホイートリー、ジョーンズ、チャルマーズといった経済学者に対する批評を展開した。これらはいずれも数十ページにわたる力作で、スクロウプの経済理論を把

握する上で重要な手がかりを与えるものである。

そして第3は、当時の具体的な社会経済問題に関連する文献である。スクロウプは保護貿易や通貨問題、あるいは課税といった当時の重要課題について多くの論文や小冊子を書き上げた。だが彼が最も力を注いだのは救貧行政についてであった。周知のとおり、1834年に救貧法が改正され、1838年にはアイルランドに救貧法が導入された。スクロウプは旧救貧法の修正の必要性やアイルランドへの救貧法適用の重要性を精力的に訴え続けるとともに、1838年以降もアイルランドにおける貧民救済体制の改善を説き続けた。彼が救貧行政に関心を持つに至ったのは彼の治安判事としてのいわば現場経験であり、下院議員となった後は彼の最も重要な政治テーマとなった。したがってとりわけこの救貧行政に関しては彼の下院議員としての言動についても議会資料等を通じ検討する必要がある。

本研究を遂行する上で重要となるのは1830年代から70年代という時期に執筆されたスクロウプの文献をどれだけ効率的かつ網羅的に収集できるかである。本研究では図書館学者である Paul Sturges が刊行した『スクロウプ文献目録』(Sturges 1984)を活用する。表題が示すように、本書は地質学や地方史関連も含めたスクロウプの著作を可能な限り網羅した文献目録であり、その前段にはスクロウプの生涯に関する伝記的論稿が寄せられている。この目録によればスクロウプは生涯に175の研究業績を残している。地質学及び地方史関連のものを除くとその数は80程度になる。文献面での彼の最大の特徴は雑誌論文や著書に加えて非常に多くのパンフレットを刊行したことである。そのテーマは経済関連のものに限っても金融政策、移民、友愛組合など非常に多岐にわたるが、それらの中には発行部数が極めて限られており、自費出版と推測されるようなものも多く含まれている(Sturges 1984, 13)。

スクロウプのパンフレットの入手・検討は本研究を遂行する上で1つの重要なカギである。これらのパンフレットがその限られた発行部数のためにごく一部の手にしか渡らなかったという事実は、スクロウプが「無視」されてきた1つの背景であるとも考えられる。国内の図書館が所蔵しているものはほとんどないため、Google Books や、現地の図書館、とりわけ British Library と Senate House Library (University of London)を最大限活用する。

4. 研究成果

(1) スクロウプの経済学の特徴

スクロウプの経済学の特徴は、自然権論がその1つのベースとなっているところにある。主著 PPE では、本論の前に40ページ近くに

わたる「予備的議論」が置かれている。この中でスクロウプは、「最重要の自然権」として(1)個人的自由に対する権利、(2)共有される創造主の恵みに対する権利、(3)財産に対する権利、(4)良い政府に対する権利の4つを挙げ、基本的にはロックの議論によりながら、それぞれ議論を展開している。

注目すべきは以下の3点である。第1に、スクロウプは、上記(3)の財産権が「全体の福祉 the general welfare に必要だと証明される場合にのみ正当化されうる」としている(PPE, 16)。スクロウプによれば、上記(1)(2)の権利、すなわち創造主の恵みを利用し消費するという諸個人の権利については、それを制限し確定する規則を必要とする。そうでなければ同じ資源を利用する諸個人の間で常に争いが生じ、弱い者の権利は侵害され続け、全体の幸福 the general happiness を完全に破壊するからである。このような事態を回避し、全体の幸福を維持するために打ち出されるのが「自分自身の活動によって自然から獲得したものは財産となる」という単純な規則であり、労働に基づく所有権なのである(PPE, 16-17)。

第2に、スクロウプは「良い政府に対する自然権」の役割を強調している。これは上記(1)から(3)の自然権を含めたあらゆる権利の享受を保障する唯一の手段としての政府をもつ権利である。われわれの英知は不完全で、正しさに気づいていても感情あるいは気まぐれにより誤った道をししばしば歩む生き物である。したがって、他者の権利を侵害し全体の幸福を妨害する者の行動を統制する、社会の集会的権力の強制的干渉がなければ、いかなる権利の享受も保障されず、全体の福祉に不可欠な秩序と平安を維持することができないということが起こりうる。それゆえ、個人的自由と諸個人の所有の境界線を定める法を定め、強制する主体である政府が必要とされる(PPE, 21-22)。政府は「必要悪」ではなく、個人的自由に対する権利、共有される神の恵みに対する権利、あるいは労苦が産み出した財産に対する権利を諸個人が享受できるのは、良い政府という手段を通してのみなのである(PPE, 26)。

このことと関連して、第3に、スクロウプの経済理論においては政治的諸制度に関する議論が重要な位置を占めることになる。彼によれば「生産、財産の享受と蓄積を保護し、ある程度その分配を規制する法律は、あらゆる社会幸福の制度が機能する上で不可欠である」[下線部は原文イタリック]が、例えば中国や日本は「人々の欲求に見合った富の拡大を全く禁ずる硬直的な制度」によって停滞を余儀なくされている(PPE, 295, 297)。発展したヨーロッパ諸国において貧困が生じるのも、「社会構造を形作る諸制度が、享受できる商品の最大限の生産と最も公平な分配を確保するのに必要であるとわれわれが述べてきた自然権の諸原理から依然あま

りに離れているものとなっているがゆえ」のことなのである (PPE, 298)。

注目すべきは、この「社会構造を形作る諸制度」のなかでとりわけ土地制度の重要性を強調していた点である。これまで経済学者は、人々の社会経済的条件が土地の保有及び所有に関する支配的な法と慣習によっていかに大きく影響を受けるかについて十分に言及してこなかった。だが彼によれば、「ほぼそれら [土地所有に関する法や慣習] の状況のみで、ある国の文明度が実質的に決定されるといっても言い過ぎではない」のである (PPE, 96)。

(2) スクロウプの植民地論

スクロウプの植民地論には前項で整理した彼の経済学の特徴が色濃く反映されている。以下3点に絞って整理しよう。

第1は、マルサスの人口論批判としての植民地論である。既にみたように自然権論をベースに政府や社会制度の役割を重視するスクロウプにとってマルサスの人口論は受け入れがたいものであった。なぜならば、マルサスの議論は「誤った制度と誤った法的管理だけが原因で引き起こされている害悪を、自然と人口増のせいにする」からである (Scrope 1848, 17)。そのスクロウプがマルサスの議論を批判する上での最もシンプルで強力な根拠としたのが植民地の存在であった。彼によれば人口論は過剰人口を受け入れ食糧輸出を行う植民地を考慮に入れるならば成立しえない主張であり、また植民地自体においても収獲逡減法則を含めた人口論は「1時間も信用されない」(Scrope 1832, 47) ものであった。

第2は、ウェイクフィールドの組織的植民政策批判である。周知の通りこの政策は、未開墾地に「十分な価格」を付し移民の容易な土地所有を妨げることで労働力を確保し植民地に資本賃労働関係を構築するというものであった。ウェイクフィールドが参考人の1人となった1836年の「イギリス領植民地における土地処分に関する特別委員会」において、スクロウプは委員そして参考人としてこの組織的植民政策への批判を展開した。ウェイクフィールドの主張のベースには「結合労働」の生産力こそが富の増大を可能にするという考えがある。植民地が本国への食糧供給地となるためには結合労働に基づく大規模農業の展開が不可欠である。だが結合労働を実現するためには十分な労働力が確保されなければならない。移民が小経営的自作農となるのを少なくとも一定期間妨げ、労働者たらしめる—そのための手段として土地への「十分な価格」の付与が提唱されるのである。これに対してスクロウプは低い土地価格こそが高賃金をもたらすなどとして「十分な土地価格」を「誤った考えに基づく、危険な政策であると批判するのであるが (House of Commons 1836, 177)、最も重要な論拠となっ

たのはやはり土地制度、具体的には大規模農業と小規模農業の生産性に関わるものであった。彼はウェイクフィールドの唱えるイングランド型の大規模農業の移植の必要性に疑問を呈し、労働者に50エーカーの土地を供与する案に賛成する。彼は言う。

私は北米西部のような農業地域にとって、雇用労働による大規模農場の制度において耕作されることがそれほど重要であるのかも疑問である。十分な資本をもって自身の土地を占有するそれぞれの定住者が、大規模農場制度下と同じくらい多くの農産物を生産するのはありうろと思われる (House of Commons 1836, 190)。

第3は、アイルランドの貧困・土地問題に関わる植民論批判である。ウェイクフィールドと同じ「植民地改革者」とされるトレンズ Robert Torrens の議論に代表されるように、植民(移民)は19世紀前半のアイルランドにおける貧困問題の解決策の1つとして提唱されていた。アイルランドの貧困の根本原因は低い農業生産性である。生産性向上のためには土地統合を行い、イングランド型の大規模農業を展開する必要がある。ではその過程で土地から掃き出される小作農についてはどうすればよいか。その答えが植民地への移民なのである。しかしながらスクロウプは、こうしたアイルランドの土地問題の解決策としての移民には終始批判的であった。彼が提唱したのは植民ではなく自国の植民 Home Colonization であり、政府が地主の所有地のうちの「未開墾地の一部を(強制的に)購入」[カッコは原文]し、5エーカー以上の小規模農場に分割した上で、販売ないし長期の借地権付与を行うというものであった (Scrope 1847b, 24-26)。この政策提言の論拠として、小規模自作農の生産性の議論とともに重要な役割を果たしたのが自然権論であった。アイルランドの小作農を土地から排除するという地主の行為は「自然権の否定」であり、「共同体の権益と自然権とに反して非生産的な状態で目下保持されているような未開墾地を、その法的所有者への補償なしで取り戻す」ことは政府の「絶対の権利」であった (Scrope 1847a, 83-85)。

(3) スクロウプの経済学と植民地論

以上概観した通り、スクロウプの経済学は自然権論を1つのベースに財産権が認められる要件の存在、政府の役割、そしてとりわけ土地に関する制度の重要性に光を当てるものであった。そして彼の植民地論にはこうした特徴が色濃く反映されていた。貧困を自然法則とし政府の介入による救済権保護を退けるマルサスの議論を批判する論拠として、彼は植民地の存在を強調した。また、ウェイクフィールドの組織的植民政策批判においては、土地制度論、具体的には自給的小土地所有農業の擁護論がその核となった。そしてアイルランドの貧困・土地問題の解決策とし

での植民論を強く批判したスクロウプは、その土地制度論と自然権論をベースに、「自国の植民」を提唱した。

このように、マルサス批判において植民地の存在を強調し、また組織的植民政策を批判しつつも一般論として植民の意義を積極的に認めていたスクロウプであったが、アイルランドの貧困・土地問題との関わりにおいては一貫して植民に否定的であった。この線引きについては、例えば彼とヨークシャーの手織工たちとの間の批判的なやりとりのうちにも見て取ることができる。機械と賃金に関する規制を求める手織工に対して、彼は「大西洋に橋を架けようではないか」と主張する。植民地では彼らは「社会の重荷そして恥となる代わりに、その有益な一員となる」と考えられる。移民は「経済学の最も正しい原理に合致」した「唯一の処方箋」なのである(Scrope 1835, 5-6)。これに対して手織工たちは次のように述べる。

われわれはあなたがアイルランド救貧法に大いに賛同していることを理解している。われわれもそれを望んでいる。しかしながら、「重荷」であり「恥」であるアイルランド人をすぐにでもあなたの「橋」を通じてカナダに送る方が「経済学の最も正しい原理」にはるかに合致しているのではないか？(Scrope 1835, 17. カギカッコは原文ダブルクォーテーション。)

同時代人にも鋭く批判されたスクロウプの植民地論におけるこの線引きは、彼の経済学史上の位置付けにも関わる重要な論点であるといえる。植民地論も含めたスクロウプの経済学の全体像の把握に向けては更なる研究蓄積が不可欠であるが、*Oxford Dictionary of National Biography* が示すような「彼は経済的諸問題を解決する上での最良の手段として移民に賛同している」といった評価はミスリーディングであると言うべきであろう。

引用文献

井坂友紀. 2010. 「ウェイクフィールドの組織的植民論とマルクス」 経済理論学会『季刊 経済理論』47(3): 47-57.

House of Commons. 1836. *Report from the Select Committee on the Disposal of Lands in the British Colonies*. [1836 (512)]

Moloney, P. 2001. "Colonisation, Civilisation and Cultivation: Early Victorians' Theories of Property Rights and Sovereignty." In *Land and Freedom: Law, Property Rights and the British diaspora*. ed. by A. R. Buck, J. McLaren, and N. E. Wright. Aldershot, Hants, England; Burlington, VT: Ashgate.

Opie, R. 1929. "A Neglected English Economist: George Poulett Scrope." *Quarterly Journal of Economics* 44 (1): 101-137.

Rudwick, M. J. S. 2004. "Scrope, George Poulett." In *Oxford Dictionary of National Biography*, ed. by H. C. G. Matthew and Brian Harrison: Oxford University Press, vol. 49, 551-554.

Scrope, G. P. 1832. "Amendments of the Poor Laws" *Quarterly Review*. 48 (96): 320-345.

- 1833. *Principles of Political Economy, Deduced from the Natural Laws of Social Welfare, and Applied to the Present State of Britain*. London: Longman, Rees, Orme, Brown, Green, & Longman.

- 1835. *Political Economy, Versus, the Hand-Loom Weavers: Two Letters of George Poulett Scrope, Esq., M.P. to the Chairman of the Central Committee of the Hand-Loom Worsted Weavers, of the West-Riding of York: with Their Answer to the Same*. Bradford: T. Inkersley

- 1847a. *Extracts of Evidence Taken by the Late Commission of Inquiry into the Occupation of Land in Ireland, on the Subject of Waste Lands Reclamation; with a Prefatory Letter to the Right Hon. Lord John Russell*. London: James Ridgway.

- 1847b. *Letters to Lord John Russell, M. P. on the Further Measures Required for the Social Amelioration of Ireland*. London: James Ridgway.

- 1848. *A Plea for the Rights of Industry in Ireland. Being the Substance of Letters Which Recently Appeared in the Morning Chronicle, with Additions*. London: James Ridgway.

Stack, D. 2000. "The 'Secret Concatenation' in the Mid-nineteenth Century: The Case of George Poulett Scrope, a Still Neglected Political Economist." *History of Political Economy* 32 (3): 553-584.

Sturges, P. 1984. *A bibliography of George Poulett Scrope: geologist, economist, and local historian*. Boston, Massachusetts: Baker Library Harvard Business School.

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

井坂友紀. 2018. 「スクロウプの自然権論とレッセ・フェール批判」『経済学史学会』60(1): 2018年7月刊行予定. 【査読有】

〔学会発表〕(計1件)

井坂友紀. 2016. 「スクロウプ (G. P. Scrope) の経済学と植民地論」『経済学史学会大会報告集 第80回全国大会』34-39.

6. 研究組織

研究代表者

井坂 友紀 (ISAKA, Tomonori)

茨城工業高等専門学校・国際創造工学科・
准教授

研究者番号：60583870